

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月1日

京都市監査委員 繁 隆 夫

同 天 方 浩 之

同 鶴 谷 隆

同 光 田 周 史

京都市監査委員規程第2号

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程の一部を改正する規程

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(要件審査) 第10条 監査委員は、請求が必要な要件を満たしているかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、要件を満たしていると認めた場合にあっては当該請求に基づく監査を実施し、要件を満たしていないと認めた場合にあっては理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともにこれを公表するものとする。 2・3 (略)	(要件審査) 第10条 監査委員は、請求が必要な要件を満たしているかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、要件を満たしていると認めた場合にあっては当該請求に基づく監査を実施し、要件を満たしていないと認めた場合にあっては理由を付してその旨を書面により請求人及び関係職員等に通知するとともにこれを公表するものとする。 2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(監査事務局)